第 21 分科会

# 教育条件確立の運動

# <u>本当の30人学級</u> 実現のために

組織名 : 奈良県教職員組合

報告者 : 山﨑 洋介 \_\_\_\_

職場等:奈良市立平城西小学校

#### はじめに

教育現場は、いじめ・不登校・校内暴力・学級崩壊など多くの教育困難を抱え、その解決のための教育改革が期待されている。しかし、格差・貧困社会の進行と家庭・地域の教育力低下、教職員の長時間過密労働と健康破壊など学校と教職員をとりまく状況は厳しい。こうした教育諸課題を克服するために必要不可欠なのは抜本的な教育諸条件の改善であり、その重要なポイントとして大きな期待と注目を集めているのが、少人数学級実現をはじめとする学級編制と教職員定数に関する制度改革である。

しかし、教育改革の方向として、国と地方において急ピッチで進められているのは、競争原理と自己責任原理を軸とする新自由主義的な教育政策である。自公への再政権交代が起こり、安倍政権は民主党を中心とする連合政権によって進められつつあった少人数学級制を見送る政策を示している。本論は、安倍政権の少人数学級制否定の論理について考察し、困難な教育諸課題を真に解決しうるもうひとつの教育改革の道である、教育条件整備実現による「ゆきとどいた教育」の方向性をさぐりたい。

# 1,平成25年度学級編制と教職員配置に係る予算案の内容

2013年1月29日、2013(平成25)年度予算案が閣議決定された。(3月29日に暫定予算成立。5月4日現在、本予算は審議中。)学級編制と教職員配置に係る予算案の主な内容は以下の通りである。

今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善については、来年度実施見送り、引き続き検討 義務教育費国庫負担金は、前年度より約697億円マイナスの1兆4879億円(前年度比4.5%減)

国庫加配定数 800 人増 (詳細は )・・・・・・・・・・・ 17 億円増

教職員定数の自然減 (3200 人)・・・・・・・・・・・・・・70 億円減

給与臨時特例法を踏まえた削減・・・・・・・・・・・・・ 631 億円減、

教職員の若返り等による給与減・・・・・・・・・・・・・・・ 13 億円減

(被災児童生徒のための学習支援 1000 人加配継続 復興特別会計 21 億円 を含む)

加配定数を 800 人増(17 億円) (○増の計 1400 人、 減の計 600 人で、実質増は 800 人)

- 〇いじめ問題への対応など学校運営の改善充実・・・400 人増(主幹教諭配置促進200 人を含む)
- ○通級指導など特別支援教育の充実・・・・・・600 人増
- ○小学校における専科指導の充実・・・・・・・400 人増

指導工夫改善加配(少人数指導等)合理化減・・・400 人減

研修等定数合理化減・・・・・・・・・・200 人減

\*自然減 3200 人を合わせると、実質 2400 人減

#### 2,教育条件整備の重大な後退(1- に関して)

ゆとりある教育の実現を求める国民の長年にわたる運動により、学級編制標準は徐々に引き下げられてきた。2011 年には民主党を中心とする連合政権により義務標準法が改正され、小学校 1 年生において 35 人学級制が実現した。翌年 2012 年には、法改正による学級編制標準の改善はならなかったものの、国庫加配定数増の予算措置により小学校 2 年生の学級がほぼ 35 人以下となった。文科省は、9 月、さらに 2013 年度からの 5 カ年計画で中学校 3 年生までの 35 人学級化をめざし、そのため教職員を 26700 人増員するという新・教職員定数改善計画案を発表した。その実現のため、文科省は 2013 (平成 25)年度概算要求(自公政権に交代後再提出)において、113 億円(教職員 5200 人増)を盛

り込んでいた。安倍政権による今回の閣議決定は、この文科省の概算要求を認めず、中3までの 35 人学級化計画を見送るというものである。これは、国民世論である少人数学級制の推進を否定し、日 本の教育条件整備を後退させるものである。

# 3 , 財務省による少人数学級制否定論・予算削減の不当性(1 - に関して)

今回の安倍政権の決定について、財務相の諮問機関である財政制度審議会答申「平成 25 年度予算編成に向けた考え方」(2013 年 1 月 21 日)で主張されている少人数学級制否定論を批判的に検討してみたい。

# 否定論 1 「費用対効果の観点」から少人数学級の効果が明らかでない・・・について

答申は、第一に、都道府県の実績やOECD調査など国際調査から「学級規模の縮小と子どもの学力向上との相関関係が見いださない」として、「平成25年度全国学力状況調査においてきめ細かい調査を含め、学力等への効果について全国レベルの効果検証を行う必要がある」としている。つまり、学力状況調査の点数アップにつながらないのなら、教職員増員等の費用対効果が見込めないため、少人数学級制は必要ないとの判断だ。

文科省も、概算要求書において35人学級の目的を、「国際的に活躍する人材を育成・確保するなど未来への投資として次世代の育成」や「社会経済のイノベーションを進める人材の育成」としている。 検討会議等においては、学力向上と少人数学級との相関関係を証明しようとしてきたし、学力状況調査の悉皆実施(54億円)を「教育効果検証」のためなどと合理化してもいる。

しかし、私たちは、国家経済成長を支える高い「学力」を備えた人材を育成するための投資として少人数学級制の実現を求めてきたのではない。「すべての子どもにゆきとどいた教育」を実現するためである。40人という上限人数の学級では、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を子どもたちに保障できない。それは、26条の「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とした教育権の保障を求めるものである。

現に、地方裁量「少人数学級制」を実施する自治体からは、「発言や活躍の機会が増えた」「落ち着いた環境で学べる」「問題行動が減った」等、様々な教育的効果が報告され、実施した学校の保護者、教職員、子どもからは、おおむね歓迎の声が寄せられている。しかし、地方裁量ゆえの限界による矛盾も現れ、一刻も早く国の責任での実施を求めているのが、自治体や学校現場の切実な声である。

このように、政府と私たちとのこの志向の違いは、少人数学級での教育の中身や質の問題として、その矛盾が現れつつある。今一度、何のための少人数学級実現かを問い直さなければならない。まして、「少人数学級の教育効果検証」などといって学力状況調査実施の合理化に使用するというのは姑息である。

# |否定論 2 | 公務員の人件費削減が求められている・・・・について

答申は、第二に、地方公務員の約3割を占める義務制教職員の定数は、「児童生徒一人あたりで比べると、政策的な定数増加策が加わり、平成に入ってから約36%も増加しており」、それを「5年間で教職員定数を更に4%も増やし、国・地方の人件費を1800億円増加させる施策は、公務員人件費改革の観点から極めて慎重な検討を要する」としている。

「児童生徒一人あたりの教職員数」の増加は必ずしも教育現場にゆとりを生み出していない まず、「児童生徒一人あたりの教職員数」での比較は、どのような要素を含んでいるだろうか。 国庫負担の対象となる教職員には、校長・教頭・教諭等・養護教諭等・学校栄養職員等・事務職員がある。「児童生徒一人あたりの教職員数」は、これらの教職員数を児童生徒数で単純に割り算した数字である。しかし、学校単位で配置される職と、学級数に従って配置される職とを一緒にしての計算であるため、教育条件水準の測定方法として妥当とは思われない。

なぜなら、授業等を行うティーチングスタッフである教頭、教諭の教職員基礎定数は児童生徒数によって算定されるのではなく、上限人数 40 人(小 1 は 35 人)の学級数によって算定されるからだ。そのため、少子化の進行により児童生徒数が減少し続けても、その減少数の割に教職員数は減らない。このことを答申は、「意図せざる定数改善」などと表現し、学校現場にゆとりをもたらす定数改善が実現したかのように指摘する。

学校の学級数が減れば、授業を担当する教職員数は減っていくが、校長、教頭、養護教諭、事務職員、栄養職員(教諭)などの学校単位で配置される職はもともと一人程度しか配置されていないから、なかなか減らない。だから、児童生徒数の減少とともに児童生徒あたりの教職員数の数値が増えるのは当然だ。だが、その相対的な数値が増加したとしても、学校現場に教職員のゆとりが生まれるとは限らない。学級数が減少して学校規模が小さくなると、担任外教員(専科教員や副担任など)の教職員数が減少する。すると一人あたりの授業持ち時間数が増えたり、校務分掌や部活動顧問などの仕事が増したりすることで逆にゆとりがなくなってしまう。

答申の「意図せざる定数改善」という表現の「意図」とは、「児童生徒数が減ったから、その割合に 教職員も減り、給与費負担が減らせるはずだ」と期待している財務省の「意図」であろう。その「意 図」通りに予算削減ができないいらだちと、さらに学校統廃合を進めるなどして教職員の給与費負担 を削減したいという財務省の「意図」が透けて見える表現だともいえる。

また、答申の言う「教職員定数」は、すべて正規任用の教職員として配置されていない。「公務員人件費改革」と「政策的な定数増加策」(=国庫加配定数の増加)は、自治体の安定的な教職員採用に支障をきたし、非正規教職員の増加という結果を生む原因となっている。したがって、教職員数にゆとりが生まれているなどという実感は、残念ながら教育現場にはない。

大幅な教職員人件費の削減は日本の教育に深刻な影響をもたらしている

「平成に入ってから約36%も増加」ということは、過去24年間の比較ということになるが、その間にどのような制度変更が行われただろうか。そして、国庫負担金は増加しているだろうか。

制度の変更については、2001 (平成 13)年度に義務標準法が改正され、各県・各市町村での独自 措置としての 40 人を下回る数での学級編制が実施されるようになった。国としては、学級編制標準 を現状維持のまま、児童生徒減による教職員定数の減を、国庫加配定数の増にあて、一部教科での「少 人数授業」に使用された。また、「少人数学級」への転用も許されるようになった。その結果、確かに 「児童生徒一人あたりの教職員数」は増加したといえる。

しかし、これまでの定数増の経過をみると、定数増・予算増が示されても、予算額そのものは減少している。教職員の給与費に対する国庫負担金の決算額は、1998(平成 10)年度の 3 兆 90 億円から 2011(平成 23)年度の 1 兆 5426 億円へとほぼ半減しているのである。【図表 1】これは、非常勤講師を国庫負担対象としたこと(2001年) 総額裁量制によって人を増やしても給与費を減らせる仕組みが作られたこと(2004年) 国庫負担率を 1 / 2 から 1 / 3 へと減じたこと(2006年) などによっている。

OECD の教育施策に関する調査結果<sup>1</sup>によれば、日本の教員の労働時間は加盟国平均よりも年約 200時間も長くなっている。それにも関わらず、実質給与は 2000年からの 10年間で「-9%」となっている。なかでも、初等・中等教育の教員の初任給は、アメリカドルの換算で 25454ドルと OECD 平

均(初等教育\*小学校 28523 ドル、前期中等教育\*中学校 29801 ドル)を下回っており、「このことは、日本が優秀な高等教育修了者を教職に誘致するにあたって課題となっている」と指摘している。 こうした都合の悪い統計を無視し、都合のよい統計だけを使用するのは、我田引水であろう。

その上今回の予算案では、国家公務員の退職金を今年度以降平均 400 万円も減額する。さらに、国家公務員への給与特例法による平均 7.8%の賃金削減を、地方自治体にも 7 月以降に実施することを求め、地方交付税 3900 億円、義務教育費国庫負担金 631 億円を減額するという、大幅賃下げ予算案となっている。こうした大幅な教職員人件費の削減が日本の教育にもたらす影響こそ「極めて慎重な検討を要する」のではないか。

# |否定論3|| 少人数学級に既存定数を活用せよ・・・・について

答申は、第三に、「少人数学級が進んでいる県では、既存の加配定数を少人数学級に活用」し、「基礎定数で定められた担任外教員を少人数学級に活用している県がある」として、「定数改善措置を講ずる前に既存の定数活用を十分に検討する必要がある」と述べて定数改善の必要性を否定している。

これこそが、私たちゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会が、地方裁量「少人数学級制」の矛盾と弱点であると指摘し続けてきた問題であった。<sup>2</sup>私たちが「本当の 30 人学級」と表現してきた制度は、義務標準法の学級編制標準を「30 人」に改善して、基礎定数として 30 人以下学級を実現するとともに、その学級増に応じて「乗ずる数」で算定された教職員数を各学校に確実、公平に配置するというものである。

しかし、2001年の義務標準法の改正により実現したのは、「本当の少人数学級」ではなく「学級編制の弾力化」であった。国の財政措置はなく、地方の裁量で少人数学級編制することの規制緩和のみであった。その結果、各自治体による様々なかたちの地方裁量「少人数学級制」が生まれたが、自治体独自財政による教職員の増員という手段よりも、答申の指摘する既存の教職員定数を活用しての「少人数学級制」を実施する自治体が多かったのである。答申は、自治体がもっと既存定数を活用すれば国が教職員定数を改善する必要はないというわけである。

既存定数の活用ということは、要するに教職員の配置転換であって、増員ではない。しかも、学級を増やせばその増学級分だけ必要とされる授業数も増える。同じ教職員数で増えた授業数を担当しようとすれば、当然教員一人あたりの授業持ち時間数は増えることとなる。特に教科担任制をとる中学校の場合はその影響が大きい。それが、加配定数で実施されるならまだしも、「基礎定数で定められた担任外教員」を活用するとなると、小学校の専科教員や中学校の副担任をしていた教員が引き揚げられたりする学校もでてきてしまう。そのため、「(本当の少人数学級制は望みつつ)こんな少人数学級制ならいらない」と感じている教職員、保護者も多いのが実情である。

したがって、学級編制標準自体を改善して、少人数学級に活用されてきた国庫加配定数分をきちんと基礎定数に移動させれば良い。そうすれば、学級増の実施と共に、学級増に応じて「乗ずる数」で 算定される教職員数を、担任外教員として各学校に確実、公平に配置することができる。担任外教員 は、専科教育の充実や、教員の教材研究、休暇・研修等の保障のために必要不可欠な教員である。

加えて、今回の予算案は、国庫加配定数のうち指導工夫改善加配を 400 人も削減している。これでは、答申が指摘している「既存の加配定数を少人数学級に活用」することもままならない。こうした答申の論理は、「定数活用」で起こっている教育条件の低下の問題に目をふさぎ、国の責任を放棄して自治体に少人数学級制実現の責任を転嫁している。

|否定論4|| 採用者数を減らし、採用倍率を確保することで良い人材を確保せよ・・・・について

さらに答申は、団塊の世代の大量退職等に伴い教員の大量退職・大量採用時代に入っており、小学校教員の採用倍率が低下しているため、「教員の質確保の観点から、むしろ、採用者数を大幅に減らして、採用倍率を確保して良い人材の確保に努めるべきであり、大幅な定数増要求はこれと逆行している。」としている。これは、以下の二つの理由により、誤っている。

# 教員の質の確保にはなにより待遇改善こそが重要

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法、1974年)は「学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする」として制定された。教員の質の確保のためには、なにより賃金・労働条件をはじめとする教職員の待遇改善こそが重要であり、それが教育水準の維持向上につながるという人材確保法の精神こそが王道である。

採用抑制が生み出す非正規任用の多用が教育水準を低下させている

大都市部では確かに大量採用時代を迎えているように見えるが、同時に大量の非正規教職員が生み 出されている。

これまで基礎定数の改善が行われなかったために、増加する加配定数については大量の非正規教職員が任用されてきた。また、本来なら正規採用されるべき教職員定数分までが、今後の児童生徒数減を理由に、非正規任用されてきた。直接児童・生徒に指導している教員(公立小中学校)の非正規率は、学校基本調査に示された数値でみると、2000年度の5.6%から2011年度の10.5%へと、この十年間で倍増している。本来なら正規任用されるべき教職員が、長期にわたり非正規任用されてきた。

不安定な有期任用で賃金・労働条件が劣悪な非正規任用では、教職員としての力量を十分に発揮することは難しい。「良い人材を確保する」ことを理由に採用抑制を行うことで非正規教職員が増えた学校現場の教育力が低下する結果となっているのは明らかな矛盾である。十分に能力もあり、経験も積み重ねてきた「良い人材」が大量に存在しているのだから、この機会にこそ、正規採用をして、経験の継続、年齢構成の適正化を図るべきであり、教育水準の維持向上にとって必要である。

#### 4 , 国庫加配定数ではなく基礎定数での定数改善を(1 - に関して)

次に国庫加配定数の増員について、問題点を指摘しておく。

#### (1)加配定数は単年度措置の不安定な定数

1400人を加配するといっても、2013年度以降も必ず財源措置される保証はない。なぜなら、義務標準法の学級編制標準自体を改正せず、加配教員で対応するということは、単年度の措置であり恒久的な財政保証ではないからである。国庫加配定数に関する予算は、毎年、文科省と財務省との予算折衝により決定される。削減されることもありうる不安定な定数である。この十年の間に、児童生徒数の減による基礎定数の減(自然減)は、国庫加配定数の増に振り向けられてきた。その結果、全国的に非正規任用の教職員の割合が増加し、各地で大きな教育問題となっている。

小1のように、小2でも学級編制標準を35人と法改正すれば、全都道府県の全小学校で1学級あたりの子どもの数が35人を超えれば、必ず増学級のための財政措置がなされる。このことは、次の二つの側面を持っている。ひとつ目は、全ての学校での例外のない「35人以下学級」を実施するための増学級(=学級担任教員数)の保証であり、二つ目は学級数に応じて各学校に配置される学級担任以外の教職員数の増加への保証である。学級担任以外の教員数は、学級数に「(1.000以上の)乗ずる

数」を掛け合わせて算定されるので、増学級をきちんと反映した教職員3の定数改善が保証されることになる。これが、「法改正により制度化される」ということの内容である。

#### (2)「教育改革」の施策誘導に使われる国庫加配定数

児童生徒数の減による基礎定数の減(自然減)が、国庫加配定数の増に振り向けられてきたもう一つの理由は、国庫加配定数の配分をめぐり、教育改革の施策誘導という効果が期待できるからではないかと推測される。たとえば、「いじめ問題への対応」などと切実な教育課題に対応するためという理由をつけながら、主幹教諭を 200 人増員するというところにその姿勢が表れている。「通級指導」や「小学校専科」についても、すべての自治体、学校に加配されるわけではなく、その配置を希望する自治体、学校に、文科省や教育委員会の判断によって加配されるのである。

国庫加配定数の配分基準は大変あいまいなもので、現在の配当数は都道府県により大きな偏りがある。実際の学校への配置判断もまた都道府県や市町村にまかされており、市町村間、学校間にも配置数の大きな偏りがある。そこには客観的な基準がないため、「国(地方自治体)のやりたい教育をやろうとする都道府県(地方自治体、学校)にだけ配分しよう」とする、何らかの施策誘導的な判断が働いている可能性が高い。文科省や教育委員会にとって、国庫加配定数はこうした教育改革を推進させるための「持ち駒」として扱われることが多いのである。また学校も、一人でも多くの教職員を必要とする切実な実態から、習熟度別授業、通学区自由化、小中一貫教育といった「教育改革」施策を自ら受け入れて加配を希望し、その成果と実績を報告する傾向が見られる。その結果、自治体間、学校間に教職員数という基本的な教育条件での格差が生まれている。

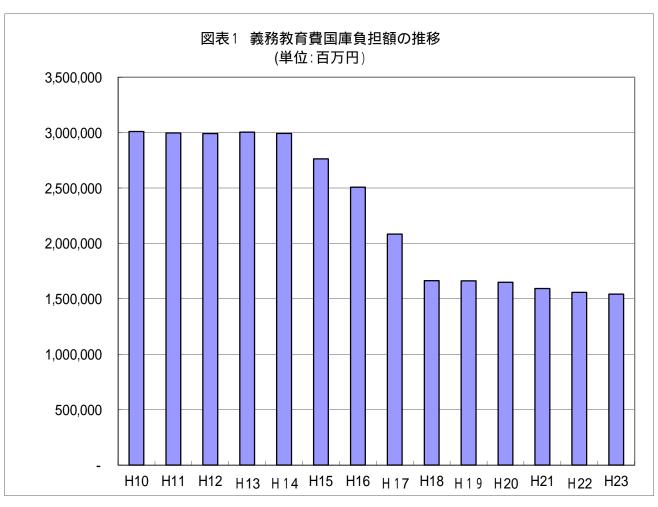
私たちは、こうした加配教員の配分による施策誘導を、教育の自由に反するものとして批判してきた。そして、可能な限り、国庫加配定数を少人数学級の推進、担任外教員の改善などの方向で基礎定数化していくことが教育の機会均等の実現の上からも望ましいことを提言してきた。したがって、この計 1400 人の国庫加配定数の増員に関しても、緊急かつ一時的なものを除き、35 人学級制などの基礎定数の増加として転換することが必要であると、改めて強調したい。

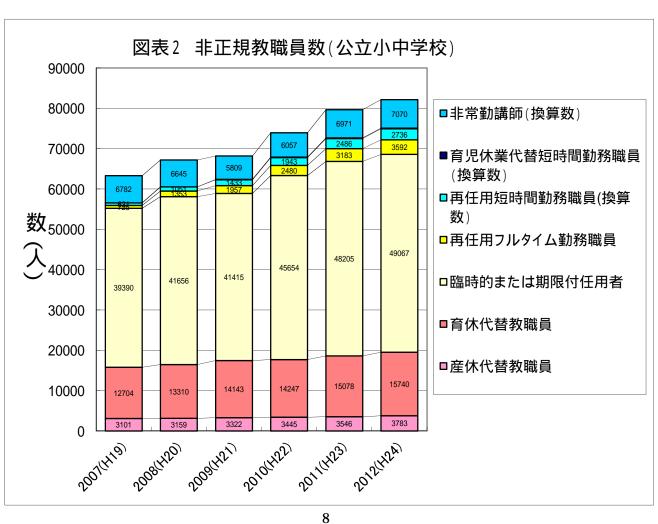
### 5 , 教育のナショナルミニマムとして本当の30人学級の実現を

自公への政権再交代により、少人数学級制をめぐる情勢は、ますます厳しいものとなっている。こうした時の政権や財政事情などに左右されずに、日本の教育条件を維持、向上させていくためには、 どうすればよいのだろうか。

私たちは、教育のナショナルミニマムを保障するための教育制度として、教育現場の必要充足を原則とする最低基準を定めた教育条件基準法と、その教育条件を実現するために政権や財政当局に介入を受けないで財政支出を義務づける財政基準法を、学級編制や教職員配置にとどまらず、あらゆる分野において制定させることが必要だと考えている。そのためには、日本の教育史上唯一といってよい教育のナショナルミニマム保障法制として機能してきた義務標準法と義務教育国庫負担法にもとづく義務教育費国庫負担制度を改めて再評価し、整備拡充する方向4で改善する必要がある。

「すべての子どもにゆきとどいた教育を実現する本当の 30 人学級」をかちとるためには、各地の 実態をリアルに分析し、運動を再構築する必要がある。私たちゆとりある教育を求め全国の教育条件 を調べる会は、学級編制と教職員配置などの教育条件について調査研究を進め、共に改善の道をさぐ っていきたい。





図表でみる教育: OECDインディケータ 2012

http://www.oecd.org/edu/EAG2012%20-%20Country%20note%20-%20Japan%20%28JPN%29.pdf アクセス 2013 . 1 . 30

- <sup>2</sup> 地方裁量「少人数学級制」の問題点については、山﨑洋介・ゆとりある教育を求め全国の教育条件 を調べる会編(2010年)『本当の30人学級は実現したのか?~広がる格差と増え続ける臨時教職員 ~』自治体研究社 を参照。
- <sup>3</sup> 義務標準法第七条 1 項。学校に配置される養護教諭、県費事務職員も、学級数に応じて配置数が定められる。(第八条、第九条)
- 4 改善の方向性については、世取山洋介・福祉国家構想研究会編 (2012) 『公教育の無償性を実現する 教育財政法の再構築 』山﨑洋介 第 4 章「学級定員基準とその仕組み」を参照。(以下抜粋)

## 義務標準法改正の方向性 (山崎案)

標準法は、学級編制や教職員定数などの最低基準を定める基準法として改正する。

学級編制「標準」「基準」は最低基準であるという性格を明確とするため、学級編制「標準」は学級編制におけるナショナル・ミニマム基準として、都道府県「基準」はローカル・オプティマム(地域的最適)保障基準として、最低基準と明文化し法改正する。(3条)現行法の学級編制「標準」については、単式普通学級で小中学校とも30人とするなど、複式学級、特別支援学校・学級ともさらに少人数化する。

教職員定数の標準は、最低基準とする。(6条、10条)

基礎定数のうち、算定の際に学校規模別に掛け合わせる「乗ずる数」を抜本的に改善する。その設定に関しては、学校における担任外教員(小学校における専科教員、中学校における副担任などとして校内人事される教員)の数が、教員の適切な授業持ち時間数などを勘案して教育指導の実態に見合った人数として配置されるようにする。また、「乗ずる数」は整数化し、それらにより算定された学校規模ごとの定数は、実際に学校に配置されるべき教職員配置数とする。

国庫加配定数については、その配当の基準を明確にして国や都道府県の加配判断による施策誘導を許さないものとする。学級数など明確な算定基準をもたない国庫加配定数は、配置数の不安定さから臨時的任用として置き換えられる危険性が高く、学校間地域間に教員配当数の格差を生む原因となるため、その目的や内容を吟味して 「乗ずる数改善」と関連しつつ基礎定数に移行するよう法改正する。

いわゆる「定数くずし」を可能にした標準定数の非常勤者、短時間勤務者への国庫負担換算可能 条項(17条)を廃止し、国庫負担換算を正規任用の常勤者に限るよう法改正する。また、少人数授業 のための条項(7条2項)は廃止する。

教職員は、原則的に正規職員として任用されるよう法改正する。そのため、最低基準定数の教職員を臨時的任用することを禁止するよう法改正する。産・育休や特休、研修などの代替教員についても、臨時的任用ではなく、正規教員のプール制などで対応できるようにするなど、常勤者については臨時的任用を許さないよう法改正する。臨時的任用が必要な場合の法整備を進め、原則は同一労働同一賃金など労働条件を整備する。

### 義務教育費国庫負担法改正の方向性 (山﨑案)

国庫負担制度は、義務教育諸学校の教職員給与費の負担だけでなく、義務教育費の無償(憲法 26条 2項)を保障するための制度として維持し、教材費など学校教育活動の必需経費に拡大するなど抜本的に拡充する。

教職員給与のうち国が負担する比率を現行の3分の1から2分の1からへ戻す。

国庫負担対象教職員の範囲を、市町村費負担教職員(給食調理員、現業職員など)へ適用拡大し、 また負担対象を諸手当などにも拡大して、適切な給与・定数基準を設定する。

限度政令を改正して実員実額制に改め、市町村や都道府県が独自の努力により国の水準を超えて 学級編制する際にも財政的保障を行う制度に改善する。

現行の総額裁量制を廃止し、教職員給与水準の保障、臨時的任用の原則禁止、「定数くずし」禁止を含め校種・職種別標準定数配置の最低基準厳守を明確にした制度に改善する。

地方交付税制度を抜本的に改善し、財源保障機能と財政調整機能を強化する。教職員給与を含む 教育費においても自治体間の格差を生まない、公平で安定した地方教育財政を保障する制度に改善す る。

教職員給与県費負担制度は維持し、教職員人事権についても現状制度を維持する。